

しておらなかったんですが、市長にご意見をお聞きいたしたい。

○**大道寺 信委員長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** お答えいたします。結局、業務委託ということの形態がやはり直営もしくは指定管理者という制度でやりなさいという地方自治法上の制約があるわけですから、その業務委託の形態が誤りだというふうに思っておりますので、私としては指定管理者制度をぜひ導入したいというふうに考えております。

○**大道寺 信委員長** 12番、藤原民夫委員。

○**12番 藤原民夫委員** この文教の杜にまだ眠っている貴重な郷土資料の整理、研究、また正常な労働環境の中で文教の杜が行う事業の企画や実施に関する業務、これが果たすことができるように直ちにこの問題に取り組んで、そして文教の杜を市民の願いに沿った形で運営できるようにする、そして今後の文化活動あるいはまた長井市の観光事業にとってもかえがたい存在感を持っている貴重な施設でありますから、原則として直営、それができなければ公的セクターとして実施させる、そして公共施設の公共性を守って市民サービスの水準を確保し、向上を目指していく必要があるというふうに思うんですが、そういったことについて最後に教育長のご所見をお聞きをいたします。

○**大道寺 信委員長** 大滝昌利教育長。

○**大滝昌利教育長** 文教の杜の運営については、やっぱり指定管理者の方向で考えていきたいというふうに思っていますが、公的施設を管理運営するに当たっては直営か、または一部業務委託、指定管理者、三者択一といいますか、そういうふうになるわけですが、一部業務委託というのは、さっきからあるように、もしかすると偽装請負というふうになりかねない。そういう意味で、今の行財政改革の流れからいけば、直営というよりも今の文教の杜の運営自体が指定管理者にかなり近い状態で運営してるわけで

すので、やっぱり指定管理者という方向で検討をすべきでないかなというふうに私は考えています。

高橋孝夫委員の総括質疑

○**大道寺 信委員長** 次に、順位5番、議席番号10番、高橋孝夫委員。

○**10番 高橋孝夫委員** 私は、長井市の行財政運営が誤りなく展開をされること、そして住民福祉が向上するようお願いながら総括質疑を行います。通告をしております3点について順次質問申し上げますので、明確な答弁いただきますようお願いをしておきたいと思えます。

質問の第1は、仕事のあり方、業務展開の手法の点検をという点についてです。

本定例会に議案第86号 平成19年度長井市一般会計補正予算第5号が提案をされています。この特徴は、補正総額が1億770万2,000円、そのうち総務費の一般管理費で8,142万3,000円を占めていることにあると私は感じています。この時期の補正で近年まれなものだなと感じているところです。この内訳を見ますと、先ほど来出ているように、1つは人事院勧告による給与改定分722万7,000円、人事異動による、これは給料分の精査分322万9,000円、3つ目は時間外手当の増減額1,991万2,000円、4つ目は当初予算と特例条例による独自削減分の差額2,322万6,000円、5つ目は人事異動による手当の精算分、これは三角ですが、184万6,000円、6つ目は退職手当負担金特別負担金などということになって、2,332万1,000円、7つは共済費の精査分757万7,000円、8つ目は臨時職員賃金63万1,000円などとされているわけです。私はこのうち申し上げました4つ目のところと6つ目のところ、いわば当初予算と特例条例による独自

削減分との差額の部分と退職手当負担金特別負担金などとするところが大きな要因というふうに感じます。

そこで、総務課長にお伺いをいたします。整理をする意味でまずお伺いをしますが、この4つ目のところ、当初予算と特例条例による独自削減分との差額というふうにあるわけですが、これは本来当局が当然にしてこの当初予算の段階で措置をしておく必要があった部分と私は理解をしてるわけです。これはもう削減をするものだというので当初は措置をしてなかったわけですが、しかしこれは私は計上しないというのは違うし、当初は本来計上されてしかるべきものというふうに思いますけれども、これはどうお考えですか。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 独自削減の差額2,300万円につきましては、当初予算で4,800万円ほど削減するというふうなことで労働組合とも話し合いを進めて、当初予算で何とか合意をしながらしていきたいというふうなことで計上したものであります。双方努力したにもかかわらず新年度までに労使合意できないまま今年度に入って合意をして、年度の途中から削減を行うことになったというふうな経過でございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 結果的にはそうなわけですが、これは本来であればその当時は合意できなかったわけですから、本来当然にして当初予算に計上すべき額であるというふうに私は思うんですが、そこは違いますか。見込みでしてしまったということは、これは当局の責任なわけですが、これは結果的に私はおかしい、当然措置をしてしかるべきものだったというふうに思いますが、そこはどうですか。簡単にお答えください。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 新年度の当初予算でござい

ますので、補正をかけるのであれば3月の最終日に補正をかけるべき案件だったかなというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私そういうことを聞いてるんじゃないで、結局不確定のものを見込みで計上したわけですよ。だから減額をしたわけです、当初から。だけど、そうでなかったわけでしょう、決まっていなかったから。それは当初から本来はこの部分はちゃんと計上しておかなかった部分ではないですかと申し上げてるんです。どうですか。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 確かに予算編成の段階でまず新年度、この削減をお願いするというふうな話で、これでぜひやっていきたいというふうな姿勢での見込み計上でございました。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 見込み計上というのは、だからそういうことは本来やっちゃいけない部分というふうに私は理解をしています。

問題は、先ほど我妻委員からもありましたけれども、私はこの6番目の退職手当負担金特別負担金などというふうに言われてる2,332万1,000円、これをまず追加補正しなきゃいけないということにあると思います。私、中身は先ほど我妻委員に対する答弁を聞いておりましたからわかりますから、中身は要りませんけれど、何でもこういう事態が起きたんですか。そこをお聞かせください。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 先ほどの我妻委員のご質問にお答えすればよかったです。この過誤が発生した経過でございます。特別負担金につきましては、一定の基準を超えて退職手当が支給されるときに、この超える額について支払うと、退職手当組合に支払うというふうな格好でございまして、中身的にいけますと、特別昇給で例

+

えば増額された部分とか勸奨加算額とか、こういったものがあります。長井市におきましては、平成13年度から17年度まで勸奨促進というふうなことで退職時5号給の特昇、そして20年以上の1号というところで6号しておりました。この部分について、18年度からこれを全部廃止しましたから、担当としましては、この特別負担金の額については19年度からかなり減ってくるというふうな認識を持っておりました。しかし、18年の4月から実施されました地域級の導入によりまして給料表が4.7%引き下げられたというふうなことがございます。高齢者層についてはマイナス7%というふうになっておまして、この特別負担金の算定のところでいきますと、その給料表上の基準額で計算されて、実際には自分が現給保障でもらっている額で支給されるわけですが、この差額、高齢者層になればなるほどその差額が大きかったというふうなことで、この部分について担当者としても予想外に大きかったというふうなところがございます。

17年度の特別負担金については1,770万円、18年度が380万円というふうなことでありました。18年度380万円、6人で定年3、勸奨3というふうな中身でかなり少なくなっておりますが、19年度はそんなに多くないだろうというふうな担当者の思い込み、先ほども大変申しわけありませんが、思い込みがあったところで、これが1,700万円というふうな形で係内回覧になったときにこれぐらいかというふうな、ちょっとあったわけです。これが実際は3,600万円というふうなことでありまして、この部分で過誤が生じたというふうなことでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 それは先ほど言われたとおりなんです。私、そういうことを聞いてるんじゃないんですが、職員は、担当者は思い込んでこういうふうにしてしまったと、1,700万円程度だというふうにしたけれども、だけど

それで済まないですよ。総務課の中で何でこれチェックできなかったんですか、係の中で、まず。総務課長が決裁をするときに何でチェックできなかったんですか。そこが私、問題だと思うんですが、そこはどうしてですか。思い込みですか、これも。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 積算の段階で、係内で19年度予算の中で退職手当の特別負担金については1,700万円というふうなことで回覧になったわけですけども、それを見ても、先ほど申し上げましたように、特別負担金については19年度からはそう多くないというふうな係内、私も含めてでありますけれども、そういった思い込みでありますけれども、そういったものを持ってしまったというふうなところが今回の一番の原因かというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 ここ余り時間とりたくないんですけども、総務課長のその答弁聞くと、私、余計理解できなくなる。結局じゃあ課の中に、係の中に、この制度を熟知をしている者がいなかったということになるんですよ。そうですね、今の裏返しで言えば。そうなんですか。だからこういう事態が起きたということですか。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 退職手当の特別負担金につきましては、退職手当組合の方に依頼をして出してもらっております。この部分につきましては、県内一斉の退職の時期でありますので、一括してこちらに来るわけではありません。定年退職者、そしてその後、勸奨、そういった自己都合で来るもんですから、そのばらばらと来たものについて集計に誤りがあったというふうなことであります。担当者としては、そうした今回、19年度の特別負担金の額について、制度について、それは当然知っておりました。ただしそこまでになるのかというふうなところの部分につ

いては、考えが甘かったというふうなことであればそうでありますけども、そういうふうな実際の状況であったというふうなことでございます。それは担当者に限らず周りの経験している職員おりますし、私もその担当課長会の中で説明を受けながらもそこまで発見することができなかったというふうなことでございました。その件についてはおわびを申し上げたいというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 まずおわび、そのことが大切なんです、まず。

私はこの間、自立計画でもそうですけれども、おおよそまず100人減ってるわけですね、職員が。そういう中であって、一人一人の仕事量というのはふえてる、これはもう言うまでもないわけです。そういう中で、だけど、誤りなく事務というのは、業務というのは展開をされなきゃいけないし、私は内部でちゃんとチェックができる体制が必要だということを再三申し上げてまいりました。ことしは、言っちゃ悪いけど、担当者のうっかりミスではないけれど、そういうのがいっぱいあるんですよ。福祉の問題もそうでしたし、残念ながら5月には担当者任せの最たるもので事件まで起きてしまったわけだ。そういうことを考えるときに、こういうお任せで起因をするミス、そういうものはもうなくしていかなきゃいけない、基本的に、というふうに思います。そこはもう放置できないと、それでなくても少ない人数でやらなきゃいけないということになってるわけですから、この体制をきちっとつくっていくことができないと、また来年になっても出てくるなんてことになりかねないと、こう思うわけです。

再発を防ぐ対策、ここを私、ちゃんとしてもらいたいというふうに思うんですけども、ここはどういうふうに今の段階で考えておられますか。考えておられる内容についてお聞かせく

ださい。

○大道寺 信委員長 平 進介総務課長。

○平 進介総務課長 事務執行の基本につきましては、行政組織規則の中にあります分掌事務と事務分担とがあります。この中では主任と係員というふうなことで分けて、2人体制、少なくともその事務については2人体制というふうなところが原則あります。ミスを出さない体制でこれをいかに構築していくかではありますが、まず今考えている点につきましては、1つは担当がえのサイクルを早めるというふうなことも1つかというふうに思います。人事異動は3年ないし5年とかというふうにありますけども、その係内の担当のところを1年単位ぐらいで小まめに回して、そして経験をふやすというふうなことです。

それから、課内、係内のミーティング、これについても小まめに実施してもらう。特に係内のミーティングについても、繁忙期などがあるわけですが、定期的にいわれる打ち合わせをするというふうなこと。

それから、3つ目には業務マニュアル、これを作成すると。定型的な窓口のところについてはマニュアル化されたところはあるわけですが、そのほかの通常の業務についてもマニュアル化して人事異動の際の引き継ぎの際に使えるようなものにしていけないかというふうなところも考えたいというふうに思います。

それから、情報の共有化、業務の共有化であります。この部分については、例えば担当者が起案なり調査もので文書を回覧するときに、単に起案に結果だけでなくその積算根拠、資料を添付しながら回覧、起案を回す、それを見て情報の共有、事務の共有を図るというようなこともできないか。これまでですとどうしても細かい資料的なものについては省いて結果的なものだけ回覧する、起案に添付するというふうになっておりますが、この部分をよりメモ的なもの

+

のも加えながら回していくというふうなところも大事ではないかというふうに思っております。

それから、職員の高い自律性です。この部分については、これから少ない人数で機動力のある行政体を構築していくというわけですから、職員みずからが高い自分を律するというふうなことでの高い自律性を持つというふうなことが重要になってくるというふうに思います。これについては職員研修も当然必要ですが、自学といいますか、自己学習、自己啓発なども大事になってくるというふうに思います。

それから、6番目には、組織機構の見直しであります。この組織のあり方につきましては、ミスをチェックできる体制と同時に少数精鋭化した組織としてはフラット化した組織が求められておりますので、県内の市町村でそういったグループ制などを取り入れて今試行的に実施しているところもあります。そうしたところも二、三見てきておりますが、長井に合ったそうした組織体制を見直していくことも必要だというふうなことで今現在考えているところでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 今言われたことを1つでも2つでも私やってもらいたいと思う、それくらいしかありません。ただ、私、6つも一度にやると言ったってできないと思う、正直言って。まず癖つけることですよ、これで間違いないかと。同時に、上司というのはただ判こ押すんじゃないでしょう。上司がちゃんとチェックをできる能力を身につけることです。これしかない。それを日常的に回していくしかないと思います。そういうことを私はまずやってもらいたいと思うんです。来年になってまた、いや、任せてたもんだからなんてこと決してないように、これは申し上げておきたいと思います。

質問第2ですが、後期高齢者の医療制度のシステム構築の入札結果からということで、何点

かお伺いをしたいと思います。これ過日、資料請求をして、9月の25日に入札をした経過について資料をいただきました。これによりますと、今回はこの指名競争入札ということで、まず指名競争入札参加者審査会を開催をして5名の、5業者ですね、指名人を決定したと。1つは株式会社OEC、2つ目は日本IBM株式会社、3つ目は日本電気株式会社、4つ目は株式会社データシステム米沢、5つ目は株式会社山形日情システムズということだったということです。それぞれに契約担当者が案内をしたわけですね、その5つの業者に対して。ところが、入札日までの経過というのがあって、1番のOECからは文書で辞退届があったと、4番目のデータシステム米沢からも文書で辞退届があったと、5番目の山形日情システムズからも電話でこれは口頭の辞退の旨の連絡があったと。当日入札に出席したのは残る2つ、日本IBMと日本電気株式会社ですが、日本電気株式会社は入札をしたけれども入札書に辞退の旨を記載したと、こうあるんですね。結局残ったのはIBMだけ。入札の結果は、3回やったけども、IBMだけ値を入れていったわけですが、不調だったと、こういう資料をいただいたんです。これで私、とっても、それこそ先ほどの我妻君ではないけれども、不信感というか、疑問を抱いたわけです。

そこで、市民課長に伺いますが、これ何でIBMを残して全部辞退となったんですか。その辞退の理由なども含めてお聞かせいただきたい。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。入札は10月5日ですので、ご訂正申し上げたいと思います。審査会が25日にありまして、翌26日に入札書を送付いたしました。事前の打診の段階でも「ぜひ入札に出ささせていただきたい」というような担当者からの問い合わせにもお答えしていただいておりますので、当然入札は皆さんがおいでになるものと思って入札書を送付して、

そのときも受理をいただいております。しかし、先ほど高橋委員からお話ありましたように、3社が事前に辞退して当日の1回目の入札でもう1社が辞退したというふうなことです。理由がありますが、おのおののメーカーに問い合わせはしておりませんが、業務の方の担当者が持ち帰って内部でいろいろ検討した結果、辞退したものであるというふうに思います。ほかの業務との調整、それから経費、リスク、いろいろなことを考慮した上で総合的に判断したものであるというふうに思われます。これは推測でございますが、以上でございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 とっても考えられない、通常では考えられない事態だと私は思います。

副市長にお伺いをいたしますけれども、副市長はこの指名競争入札参加者の審査委員会の委員長、これは2,500万円以上ですから、恐らく副市長が委員長だというふうに思いますけれども、どういう基準でこの5社というのを選定したのかというところがやっぱりあると思うんですね。経過も含めて少しお聞かせいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 このたびの後期高齢者医療制度のシステムの構築に係りましては、実は長井市に「長井市情報化推進会議」というのがございます。これは情報化基本計画というのを持っておりますけど、その実施にかかわる件について審議する会議でございますが、その中でもこの契約のあり方について一、二度審議をした経過がございまして、これについては新しいシステムの開発であるというようなこと、それから国保システムの一部改修というのもございますけれども、これは後期高齢者の電算システム開発にかかわる部分でありますので、競争性はあるというふうに思ったところでございます。

それで、お尋ねの件でございますが、その会

議ではそういう方向で臨もうということで審議決定したところでございますが、先ほど高橋委員から指名審査委員会という話がありましたけれども、実は長井市には指名審査委員会というのは建設工事等にかかわる指名審査委員会しかありません。それで各種の業務委託等について指名審査をするようなシステムになっていないものですから、特にこのシステム開発については指名審査は審査会議を持って指名審査に当たるというふうにいたしましたところでございます。その中で業者の選定、候補者の選定に当たっては、こういう選定者の理由を申し上げますと、先ほど委員がおっしゃいましたように、株式会社OECは長井市のシステム開発メーカーであるという今までの取引、契約があるということ、それから日本IBMについてはご存じのとおりシステム運用のメーカーであるということ、それから日本電気株式会社は高齢者医療制度の広域連合の医療システムの開発メーカーであるということ、それから山形日情システムズという日立系の会社ですけれども、これは後期高齢者医療システムそのものの開発メーカーであるというふうなこと、それからデータシステム米沢につきましては、置賜広域行政事務組合の共同処理をしているシステムの支援メーカーであるというふうな関連業務とのかかわりでその業者を選定した、そういう理由でもって候補者となって、それを設定したという経過がございます。当然に新しいシステムの開発でございまして、最初から随意契約と、あるいは2社等の見積書をとっての随意契約ということは考えておりませんでした。それで、これは全国各地で一斉に行われておりますので、当然競争性はあって、新しくやりたいという業者もおるのではないかとというような見方をしておったというのが経過でございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私、先ほどもありまし

+

たけれども、指名競争入札になるには事前に申込書を出さなきゃいけませんよね。それを持って、多分ファイルをしてあって、その中から今回は5社を選定をしたということになるんだろうと思いますけれど、これ素朴な疑問ですが、何でほかの大手というのを入れなかったんですか。例えばNECであるとか富士通であるとかというところというのはあると思うんですけども、そういうところというのは検討されなかったんですか。どうでしょうか。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 今、高橋委員がおっしゃいましたように、いずれの業者も指名競争入札参加登録申請を長井市にしている業者でございますが、これまでのシステム開発の関係でこういう縁故関係のある、あるいは実績を見ている業者に長井市のシステム開発等々について検討して選定したという経過でございまして、大手、例えば富士通等々ということについては当初の段階から考えていなかったと記憶しております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 入札の前の日まで既に3社が辞退をするわけですね。当日になって1社が入札調書に辞退と書くわけですよ。この事態というのは選んだ方の立場からしてどういうふうにとらえておられますか。率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 先ほどのご質問にちょっと訂正させていただきたいと思いますが、検討の経過の中では、結果的には上がりませんでしたけれども、富士通についても検討した経過がありまして、そういうのは記録に残っております。失礼いたしました。それからNECについても検討させていただいた経過がございました。

それから、ただいまの質問ですが、先ほど市民課長がお話ししましたように、これほどまでに辞退が多くなるというふうな予想はしてなか

ったということが一つございます。大変競争をもって入札に付するという原則的な執行をやるうとしたのでございますけれども、残念な結果だなどと思いますが、先ほど市民課長が言いましたように、多分にいろんな業務を、後期高齢者の情報システムを始めいろんな業務を抱えている中でこれ以上抱える余裕とか、あるいは今後新しく参入してやっていくということのリスクとか、そういうことを総合的に勘案して辞退されたのではないかなというふうに私ども思っております。残念な結果だというふうに思っております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 当初から予想されてやられたんじゃない、これひどい話なわけですし、それは当たり前なんですね。副市長、結果として、これ競争になってないよね、この入札は。このことについてどういうふうに見解をお持ちですか。私は非常にこれ、後で申し上げますけれども、ちょっと不自然だ、この入札は。これどうとらえておられますか。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 結果として競争になっていないというご指摘はやっぱり当たっているというふうに思います。ただし、その時点で競争をさせて契約に及ぼうという意図はあったわけでございますが、それで入札を執行したわけでございますが、最初の1回目では5社のうち3社が辞退されておりましたので2社から、2社が出席されていて、当然2社とも応札してくださるものというふうに、数字を入れてですね、思っておりました。それで、その結果が1社のみで、もう1社は辞退というふうな、札は入れましたけど辞退という結果でございました。その時点でとり得る措置としましては、1つは不調としまして再度公告なり指名なり、指名がえなどをして指名競争入札にするという方法が1つございます。それからもう一つは、地方自治法施行

令の第167条の2の第1項第8号に随意契約によることができる場合という規定があって、その第8号には、競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときは随意契約によることができるという規定がございます。これはいろいろ限定的に考えるべきものだというふうに私も思いますけれども、この場合、私どもその入札を執行した者として、再度指名がえして入札に付する時間的余裕がなかったということがまず1点、それから最低入札価格、いわゆるIBMが入れた札の価格が予定価格、これは税を抜いての価格ですけども、予定価格との間の差が極めて小さかった。これは、その差の程度をどういうふうにするかというのは市で取り決めはございませんが、私が経験した県の場合ですと、その差が1%以内というふうに県ではある程度目安を持っていますけど、それをそのまま採用するわけではございませんけど、それ以内ほど小さかったというようなこともありまして、この随意契約によって契約を結ぶ方法があるということを考えてところでございまして、一たん入札は不調というふうにいたしまして、最低価格者、本当は最低価格者が不調の場合、それからその次の入札者、2名が望ましいんですが、この場合1名しかおりませんので、その方に見積書の提出をお願いして、求めて、それに応じていただけないかということでお話ししましたところ、応じていただいて、最終的には、最終的にいうかその結果、入札の予定価格の制限の範囲内でご提示をいただきまして、これを落札として決定したという次第でございまして。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 副市長おっしゃるとおり、その措置の仕方は2つあると私も理解しています。ただ、この場合は、この地方自治法施行令第167条の2でいう、これ第6号かな……。競争入札に対し入札者がいないとき、または再度

の入札に対して落札者がいないとき、これ私、古い辞書を使ってるんでしょうか。まあいいですけども、これでしたんだということだという説明があったんです。これは当たりでしょうかね。これは当たりでしょうか。今ほど副市長は時間的な余裕がなかったと、まだ再度公告してやると、し直しするには時間的余裕がないということと、いわば予定価格と近いと、入れた額が、1%以内だということで、結局は話し合いに入ったわけですね、多分、不調になって、どうしようかと、IBMと。この見積もりをとってというふうにされて、その見積もりの結果によって随意契約という方法で契約をするという手法を選ばれたということになるんだと思います。

もう一つお聞きしますけれど、長井市の契約に関する規則の中に、第24条の2で見積書というのは随意契約によろうとするときは2人以上の見積書を徴しなければならない。ただし書きもあるわけですね。これによりがたい場合と。これは、このこのところはどういうふうに整理をされたんですか。1社しかいないんですよ。1社しかなくて、だけど随意契約によるとなればその1社からの見積もりしかないわけですね。だけど2つ以上とりなさいというふうにしてるわけです。ここはどういうふうにその時点で整理をされたんですか。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 それは必ず2社以上ということではなくて、できれば2社ということに解釈いたしております。というのは、競争入札をやった結果の随意契約、先ほど言いましたように第167条の2第1項第8号による随意契約ということでございますので、この場合、辞退するということは契約を締結しようとする意思はないわけでございますので、それをもって参加させると、見積書の徴取に参加させるということではできませんので、この場合やむを得ず1社というふうに私は理解したところでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私、この規定の読み方というのは間違ってるんでしょうか。この長井市の契約に関する規則の第24条の2では、してもいいんじゃないですよ、しなければならないことだと、2つ以上の見積書を徴しなければならなくなってるんです。これ、できればやって、できなければやらなくていいなんていう規定ではないんですよ。ここはどう整理をされるんですか。ちょっと感覚というか、考え方、とらえ方が私は違うと理解をしますが、ここはどうですか、ぜひ答えを教えてくださいと思います。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 本文ではそのようになっていると思いますが、そういうふうにただし書き、ちょっと今ここに条文持っていないんですけども、よりがたい場合ということであると思いますが、そこによったということでございます。

+ ○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 確かにただし書きあるんです、これによりがたい場合はこの限りでないと、そのよりがたい場合というのは、だから1社しか残らなかったからという意味ですか、そうすると。これはもう呼びようがないと、どこからも、だからこれしか残らなかったからこれからとるしかないのだというふうに判断をされたということでしょうか。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 結果としてそういうことでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 IBMが基幹系のいわゆるITの部分で長井市からアウトソースをする、これ随意契約でなったという話ですね。今回、とっても巧妙なんだけど、指名競争入札をしますよと5社選んで、そこにIBMがあって、だけど入札に参加したのはIBMだけよ、値を

入れたのは。この段階ではだれとも競争してない。そして、入札が不調になったから、今度は随意契約でやりましょうと。だけど随意契約というのは本来2つ以上から徴してどっちが安いかとか、合うかというところで判断をして、この場合でいえば安い方ですよ、と契約をすると、予定価格がありますからその範囲内です、そういうふうになるわけです。だけど、これもしないわけだ、IBMは。随意契約であつてもだれとも競争してないんだ。そういうことで決まるということっていうのは、これおかしくないですか。

先ほど副市長こういうふうに言われましたね。これは9月の定例会の予算委員会の総括質疑でも松木企画調整課長が何遍も答弁されてるんですけど、「競争により競争により」と言われている。市長も「競争されるだろうと思ってしたんだ」と。だけど結果的にこれ、競争になってない。どことも競争してないんです、IBM。どことも競争しないままにいわば後期高齢者医療システム開発に係るこの入札というのは行われて、これに基づいて契約がなされるということになるわけですが、これはおかしいと思いませんか。私はおかしいと思うけれど、そこはどうお思いになります。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 私としては、極めて限られた中でやったわけでございますけれども、法令によって許される範囲内であったというふうに考えております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 これは許されるんでしょうか。

質問を変えますが、辞退がずっと進みますね、何社からも辞退がありましたね。この時点でIBMしか残らなかったわけですが、9月の定例会の予算委員会でも申し上げましたが、私は「IBMしか受け手がないんでしょう」と何

遍も言いました。結果的にそういうふうなことになったときに、これはおかしいとお思いになりませんでしたか。例えば先ほど言いました長井市契約に関する規則の第13条では「入札の無効」というところがあります。例えばここでも、第1項の第5号でいう「明らかに連合と思われるもの」というのは無効だというふうにしてるわけですが、私は疑いがあるから申し上げているんですよ。そうなんだとは言ってませんが、そういう疑いというのはこの時点では考えなかったのでしょうか。私はとっても疑義があるなというふうに思いますが、そこはどうかとえられたのでしょうか。これに該当するのではないかとはいくらは思われなかったのでしょうか。

○大道寺 信委員長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 先ほどはなぜ辞退があったのだらうかという話の中で申し上げましたけども、今、高橋委員がおっしゃったような連合による辞退というふうには私は受け取っておりませんでした。いろんな業務の都合とかそういう中でそういう辞退になったというふうに思っております。

それから、先ほど高橋委員のご指摘の中で、話し合いに入って見積書をもらったというか、随意契約に至ったというお話がありましたけども、これは話し合いという言葉が、どういう意味でお使いになったかわかりませんが、いかにも官製談合というような感じで使われているのではないと思えますけども、話し合いということはやっておりますので、見積書の提出を求めたということをご理解いただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 そこはわかりました。疑わなかったと、よって入札の無効ということも考えなかったという答弁でした。

市民課長、今回の、2つあるわけですけど、

国保の方とあれと、総合の、2つの合計の予定価格というのは幾らだったんですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。まず後期高齢者医療電算システムの開発業務委託の予定価格につきましては、3,070万円でございます。もう一つですが、国民健康保険電算システム改修業務委託の予定価格につきましては、3,430万円となっております。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 合計で6,500万円ということになりますね。これに対するIBMの落札率は何%ですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 大変失礼しました。今、計算したところによりますと、99.8%となっております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 6,500万円の予定価格に対して6,492万円です。落とすわけですよ。すごいですよ。これはいいけども、9月の定例会の後に企画調整課長から「後期高齢者医療システム対応についての概算工数見積」というのをいただきました。これはもともとなったのは、どこがこれをつくったんですか。通告してませんから市民課長に聞きますが、これは、これをもとにして予定価格をまず出されたというふうに思いますけれど、このものというのはどこが出したんですか。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。今回の業務に係る積算につきましては、情報管理係の方で積算していただきまして、それを設計額としてこちらで考えたところでありまして、以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私、これだってIBMだと思うんですよ。言いかえるとこういうこと

+

なんです。最初から価格を決めるため、当該のこの予算を決める段階から、それから予定価格を決める段階から全部IBMがかかわってきていて、そして競争入札という手法はとったけれど、しかしIBMしか残らないで、それは不調になって、最終的には随意契約による手法によってIBMが落としたということになります。おかしくないですか、これ。最初からIBMだけが唯一かかわってきてこういう結果になったのではないかというふうに私は感じるんです。これってあっていいんですか、こんなことが。私は何遍も9月に言ったんですよ、IBMが落とすんでしょって。違うって言ったじゃないか。そのとおりになってるから、私はとっても腑に落ちない。本当におかしいなというふうに思います。

結果として、IBMは基幹系のシステムを受注をしたときから1回も競争しないんですよ。1回も競争してないの。こんなことってあり得ますか。一番最初は随意契約でして、したら後ずっと競争してないじゃないですか。これが私はこの実態だというふうに思うんです。これはぜひ、私はメスを入れてもらいたいなと、いつか、いうふうに感じています。

市民課長、もう一つお聞きをしますが、置賜3市5町で今回のシステム関係の経費、各3市5町の経費があると思うんですが、それは具体的にどこが幾らでどこの業者が実際はやってるのかというところがあればお聞かせいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 浅野敏明市民課長。

○浅野敏明市民課長 お答え申し上げます。置賜3市5町の今回の後期高齢者に係る業務委託の委託料について問い合わせをいたしました。ただ、契約自体まだ締結になってないというふうな答えもありましたが、その部分については予算額だと思います。まず米沢市でございますが、合計で3,500万円、それから南陽市におきまし

ては2,600万円、いずれも置広の電算システムを使っております。それから高島につきましてもまだ未契約ということだったんですが、1,750万円、高島町はNECでございました。川西町につきましては4,537万5,000円、これは日本ユニシステムでございます。白鷹町につきましては2,340万円、これも置広の電算処理システムでございます。飯豊町については1,783万7,000円、日立電子です。それから小国町につきましては2,613万3,000円、東芝となっております。以上です。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 今言われたように、長井がとにかく高いんですよ。川西に比較したって2,000万円高い。長井はIBMですよ。私はこういうことって本当にあっていいのだろうかと思うわけです。

市長、ちょっとお伺いします。感想をお聞きしますが、こういう状態っていうのは本当に私はおかしいと思うんですよ。こんなことがまかり通るようなことっていうのはおかしいと思います。現実的に今、置賜の状況聞きましたけれど、このコンピュータの関係というのは現実的には各自治体によってもう各業者がすみ分け終わってるみたいな感じを私は感じるんですけども、そこは市長、どういうふうに感じられますか。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。私もこの入札結果を見て大変不信感を持った。これは入札そのものじゃなくて業者間でどういうふうなモラルで入札やるんだということに対して不信感を持った。まず、「なぜもう1回別の業者を指名して入札しないのか」と言ったら、「時間がない」と、しかも「今回は35市町村それぞれ一斉にしなきゃいけなかったのもそんな時間はありませんでした」と。「じゃあもっと早くできなかったか」と言ったら、「積算するのに時

間がかかりました」と。結局それでやはり長井だけ後期高齢者の医療システムに入らないわけにいかないわけですから、これでのまざるを得なかった。非常に私としては問題だなというふうに思っています。高橋委員ご指摘のとおり、IBMと当初随意契約で始めたわけですね。それをずっと引きずっていると、これにこそ問題があるんだなと思います。例えば先ほどの、ごめんなさい、我妻委員の質問でも、結局前の指名とか前のやり方をずっと引きずっていると、先ほどのいろんな事務の過誤なんかも前の期からずっと引きずってるんです。ですから、私頑張って変えなきゃいけないんですけども、やはり18年、17年以前の部分も相当今回、ことしは出てきたのかなと、そういった意味では、大変申しわけないんですが、このIBMのこれからのあり方についても、ぜひこれからは契約更新のときにもう基本から原点に戻って見直ししなきゃいけないというふうに決意しております。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 私はぜひもう少しちゃんと、私も勉強しなきゃならんし調査しなきゃならないけど、これ告発も考えていかなきゃならんと思うんですよ。とつても不可解です。私一人でどれくらいできるかはやできませんけれど、でもやっぱり真相解明のためのところは、機関というか、そういうのは内部でも私は持つてほしいというのが一つです。

最後にお聞きしますが、1年半後に基幹系のシステムの更新ですね、これが迫ってるわけです。今、市長からはそれにちょっと付随した答弁もありましたけれど、IBMだけを洗い直したってしょうがないわけですよね。長井市の身の丈に合ったよりよいものをやっぱり構築していく、そことやっぱり業務委託契約をしていくということになれば一番いいと、こう思います。聞くところによりますと、総務省などいろいろな指針なんかを出されているというふ

うにお聞きをしていますから、その辺のところも含めて現時点での考え方、更新に向けた長井市がどう取り組んでいくのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

○大道寺 信委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 答えいたします。SOといいますか、戦略的アウトソーシングということで、これからそのSOの見直しをどうするかということでございますけども、委員ご指摘のとおり、広域による共同化も視野に入れて最善の形態をとっていく必要があるということで、置賜各市町では共同化の研究を今進めているところでございます。そしてこれは、各市町の電算システムの運用については、ご承知のとおり多額の経費がかかるということから、共同で発注、運用する共同アウトソーシングによりまして経費を削減する事例が全国的に出ているということでございます。現在、広域行政検討も枠組みの中で各市町村等で取り組んでおりますけども、21年、22年前後に運用開始を目標として検討を進めると。結局、今使ってるシステムの寿命が、長井に限らずほかの町でも、置賜の、そういう町もございまして、一体となって近日中に置賜総合支庁から事業主体や経費負担等の必要な項目を検討した中間結果が出ますので、それを受けて庁内の情報化推進会議で検討を進めたいというふうに思います。

なお、先ほど申し上げなかったんですが、先ほどの入札も含めて担当課はそれぞれの枠組みの中でとにかく少しでも安くということで競争入札をやったわけですけども、結果としては残念だったと思いますが、枠組みを変えていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

○大道寺 信委員長 10番、高橋孝夫委員。

○10番 高橋孝夫委員 時間がないということをお願いしたいんでしょうからやめますけれど、私は誤解のないように最後に申し上げます

けれど、断定をした言い方というのは私していませんよ。こういうことも言えるんじゃないかということなんです。そういうことで私は理解をいただきたい。ただ、とつてもまず不審だし、理解し得ないところはいっぱいある。ここはこれからもいろんなところで研究したいなというふうに思いますし、ぜひ市長、言われた中身で本当に誤りのない方向をこれからはつくっていただきたい、そのために取り組みを始めていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

もう一つできませんでした。済みません。文書で答弁を求めますので、その節はどうかよろしくお願い申し上げます。質問が終わりです。ありがとうございました。

○大道寺 信委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第86号 平成19年度長井市 一般会計補正予算第5号についての 質疑

○大道寺 信委員長 まず、議案第86号 平成19年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第87号 平成19年度長井市 国民健康保険特別会計補正予算第3

号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第87号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第3号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第88号 平成19年度長井市 物品調達特別会計補正予算第1号に ついての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第88号 平成19年度長井市物品調達特別会計補正予算第1号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第89号 平成19年度長井市 公共下水道事業特別会計補正予算第 2号についての質疑

○大道寺 信委員長 次に、議案第89号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大道寺 信委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

議案第90号 平成19年度長井市